

令和3年10月29日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小磯 修二
(公印省略)

「令和3年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（東南アジア市場）」
の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1 委託事業名 令和3年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（東南アジア市場）

2 業務委託期間 契約締結日～令和4年3月10日（木）

3 主な業務委託内容

- (1) インフルエンサーによる北海道観光情報発信
- (2) 北海道のプロモーション動画制作
- (3) オンラインメディア等での動画の発信
- (4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

4 事業費 17,700,000円（消費税込）

5 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------|-----------------|
| 10月29日（金） | 公示・観光機構HPに掲載 |
| 11月5日（金） | 企画提案参加表明 |
| 11月24日（水） | 企画提案の受付・受領 |
| 11月下旬 | 企画提案の審査、委託事業者決定 |
| 12月中旬 | 契約締結・業務開始 |

6 その他

- (1) 事業内容に関する質問は、参加表明締切日より3営業日（11月10日（水））後の15時までメールでのみ受け付けます。（本事業に関する事業説明会は、実施いたしません。）
- (2) 参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、簡易的なものを除き、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大等の理由により実施時期の変更、事業規模の縮小を行う場合があります。

【お問合せ】

公益社団法人北海道観光振興機構
海外誘客部担当：人羅（ひとら）
TEL：011-231-6736
E-Mail：a_hitora@visithkd.or.jp

「令和3年度デジタルメディアを活用した情報発信事業 (東南アジア市場)」に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人観光客が来道出来ない状況が続いているが、収束後の海外旅行先に「北海道」が最優先で選択されるためには、北海道の観光情報を継続的に発信していくことが重要だと考える。当事業では、東南アジアの中でも来道シェアが高いタイ市場及びマレーシア市場、北海道リピーターが多いシンガポール市場を対象に、デジタルメディアプロモーションを実施する。北海道の雄大な自然、豊かな食、多彩な体験などのコンテンツを旅行者の心に残る北海道情報を発信することで、来道意欲を高め、新型コロナウイルス感染症収束後の来道促進に繋げることを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。
ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち一者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限） 17,700,000円（消費税込）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日～令4年3月10日（木）

(2) 業務スケジュール

10月29日（金）：公示・観光機構HPに掲載

11月5日（金）：企画提案参加表明

11月24日（水）：企画提案の受付・受領

11月 下旬：企画提案の審査、委託事業者決定

12月 中旬：契約締結・業務開始

※新型コロナウイルス感染症拡大状況等の理由で事業が短縮・縮小する場合があります。

(3)業務完了日

令和4年3月10日(木)までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(4)委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

以下の事業を実施すること。

【共通事項】

- ・ターゲット：訪日リピーター層、中～高収入者層のミレニアル世代
- ・活用するデジタルメディア：
SNS（Facebook、Instagram等）、動画サイト（YouTube、TikTok等）、オンラインメディア等
- ・情報発信時の使用言語
タイ市場がタイ語（※地名や固有名詞等で必要な場合については、一部英語の使用も可）
シンガポール・マレーシア市場は英語とする。
- ・タイ市場に重点をおくこと。

(1)インフルエンサーを活用した情報発信

- ・インフルエンサーの招聘
日本在住のタイ人インフルエンサー2名以上、
シンガポール・マレーシア向けインフルエンサー1名以上

① インフルエンサーの選定について

- ・インフルエンサーの選定においては、受託事業者が候補者を提案し、観光機構と協議の上、決定すること。
- ・提案したインフルエンサーについて、フォロワー数や、投稿の平均リーチ数、エンゲージメント数などを明記すること。
- ・インフルエンサー選定の考え方や北海道旅行における情報発信の強みについて、記載すること。

② 招聘時の取材コースについて

- ・取材コースには、インフルエンサーの知見を取り入れ、北海道の美食、流氷など冬独特の魅力、SNS等で対象市場の訪日旅行者から興味・関心が高まりつつある地域の魅力ある観光資源、北海道の新たな魅力、アウトドア体験等コロナが終息した後に想定されるコンテンツを組み合わせたものとする。
- ・取材は2コース以上とするが、取材内容や配信コンテンツが重複しない様にする。
- ・各市場のインフルエンサーが同様のコースで取材を行う場合、市場にあったコンテンツ選定や、紹介の手法・撮影方法を考慮し行うこと。
- ・同一のインフルエンサーがすべて取材に行くことのない様、調整すること。
- ・一部の地域に集中することがないように、調整すること。
- ・取材招聘のスケジュール等を提案すること。
- ・冬の取材は、天気によって左右されるため、取材スケジュールは余裕をもって作成し、最良な状況を撮影できるように、できる限り調整すること。
- ・取材は新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意した上で実施し、取材先等から指示があった場

合はそれに従うこと。

③ 発信について

- ・ 記事配信、動画配信、ライブ配信等を組み合わせたものとする。
- ・ 配信方法や、配信回数、配信内容等について、可能な限り明確に提案すること。
- ・ 配信内容について、観光機構と協議の上、決定すること。
- ・ 宿泊施設、観光施設の「新しい情報」や「安心・安全対策」等の情報発信も可能な限り盛込むこととする。

(2) 動画の制作

① テーマ及び内容について

テーマは、北海道の食・四季の魅力・冬の魅力の3つとし、タイ市場3本以上、マレーシア・シンガポール市場で2本以上とし、一部の地域に集中することがないように、調整すること。

マレーシア・シンガポール市場については、「北海道の食」のテーマを1本は必須とし、残り1本以上は他のテーマから選択し、制作すること。

- ・ 食に関する動画を1本含めることとし、旅行者目線型の手法を取り入れ自分が体験しているような親近感を持てるよう、人物を活用すること。
- ・ 北海道の四季折々の魅力を余すことなく伝えられるブランディング型動画を1本制作すること。
- ・ 単に美しい風景だけではなく、行ってみたいという興味を掻き立てるように工夫すること。
- ・ SNS等で対象市場の訪日旅行者から興味・関心が高まりつつある地域の魅力ある観光資源などを、取り入れること。
- ・ 動画作成については、見ていて飽きの来ない工夫をし、北海道の魅力が十分に伝わるように制作すること。
- ・ 画像に登場する人物は、配信先の国に違和感のない国籍・年齢層・ファッションにするなど留意すること。(動画や景色への映え方や、流行を取り入れる等の服装も意識すること)
- ・ 各国への発信は、すべて同様のものではなく、対象市場にあった切り口、編集で行うこと。
- ・ インフルエンサーの招聘と同スケジュールで行うことを不可としないが、インフルエンサーが十分に撮影できる時間を確保することに加え、情報発信へ影響がない様に調整すること。過密スケジュールや無理な移動を伴うようなスケジュールを組まないこと。
- ・ 上記以外に、別途取材を必須としない。

② 制作様式等について

- ・ 動画の本数はタイ市場向け3本、シンガポール・マレーシア市場(共通)向け2本とする。
- ・ 3分程度のものに加え、30秒程度のショートバージョンを併せて制作すること。
(ショートバージョンは1本としてカウントしないこと。)
- ・ 解像度はFULL HDとし、MP4ファイル形式で制作すること。
- ・ 必要に応じて、テロップやナレーションを入れること。
- ・ 既存の動画や画像を活用することを可とするが、違和感や無理のない編集とすること。
- ・ 弊機構で提供する動画以外に活用する動画や画像及び音楽については、収集方法や権利関係・2次利用について明確に整理すること。
- ・ 弊機構から本事業で提供する動画については、以下のとおりとする。

【冬の北海道アドベンチャートラベル 再生リスト内6本】

https://www.youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdlak_M9m8t0Tgz2SDp7t0cu

【Wonderful HOKKAIDO 再生リスト内10本】

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdkRgwYu5i40TlR1ihDL7GTy>

(3) 動画の拡散について

訪日オンラインメディアを含むウェブサイトや、SNS及び動画サイト等の適した発信媒体をリサーチし、動画を配信・拡散する。

- ・ 機構SNS事業と連携・調整し、タイ語・英語についてショートバージョンの動画発信を行うこと。
- ・ 動画のPV数拡大を目的とし、拡散施策を実施すること。
- ・ 拡散方法を明示すること。

(4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(5) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。

- ・ SNSでの発信や期間が決まっている広告等は、キャプチャを取り報告書に掲載すること。
- ・ 事業途中に、中間報告を行うこと。
- ・ 事業効果及び当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。
- ・ 動画の拡散については、15秒以上の再生回数、エンゲージメント数など、取得できる項目を可能な限り設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。
- ・ 事業の取り組み内容に応じた成果（メディア露出、動画サイト PV数、トレンド分析等）を具体的な数値で整理、検証し、成果、課題、提言等により報告書を作成すること。

(6) 成果品、及び提出物

- ① 制作動画及びテロップ等が入っていない動画データ（MP4ファイル）（編集可能な状態のもの）
- ② 事業完了報告書：紙媒体（A4 版）2 部
- ③ USBメモリ 2部（上記①～②を格納）

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和3年11月5日（金） 午後3時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
担当：人羅（ひとら） E-mail：a_hitora@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

なお、企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

- ① インフルエンサー等を活用する情報発信に関する経費（取材費等）
- ② 動画制作に必要な経費（制作費、画像・動画収集費等）
- ③ 動画拡散に係る経費（掲載費等）
- ④ 各事業の広告に係る経費
- ⑤ その他諸経費 ※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

1 0. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版／両面 50 ページ以内とする。
ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3版を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
(例：メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。)
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

1 1. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 **6部**（会社名、業務従事者氏名を記載したもの**1部**、記載しないもの**5部**）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
(担当：人羅 ひとら) 電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 令和3年11月24日（水） **午後3時 ※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

1 2. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出された企画提案についてヒアリング審査を実施する。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリング方法、日時及び場所は、別途通知する。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (6) ヒアリング会場に入ることがオンラインでの参加も含めて、3名までとする。

1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

1 4. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託者が協議して決定する。

- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（東南アジア市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（東南アジア市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び

